

ファイナンシャルコーナー

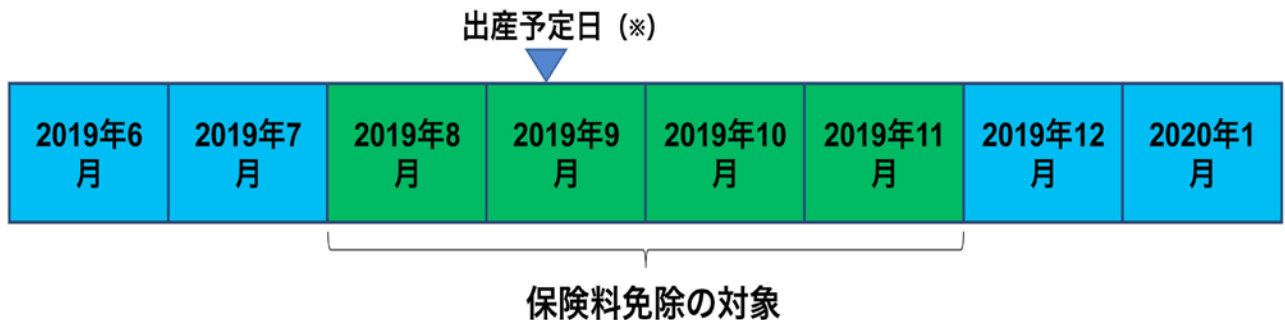
○2019年4月から国民年金保険料が出産で免除になるって本当？

出産した場合の、産前産後期間中の年金保険料の納付・負担義務は国民年金の被保険者の種類によって異なります。

会社員等第2号被保険者の場合、産前産後期間中は厚生年金保険料の免除制度があり、また、第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者は元々保険料の負担がありません。

一方、第2号被保険者と第3号被保険者以外の人、つまり自営業者など第1号被保険者には、これまで産前産後期間中であることによる国民年金保険料の免除制度はなく、納付義務がありました。

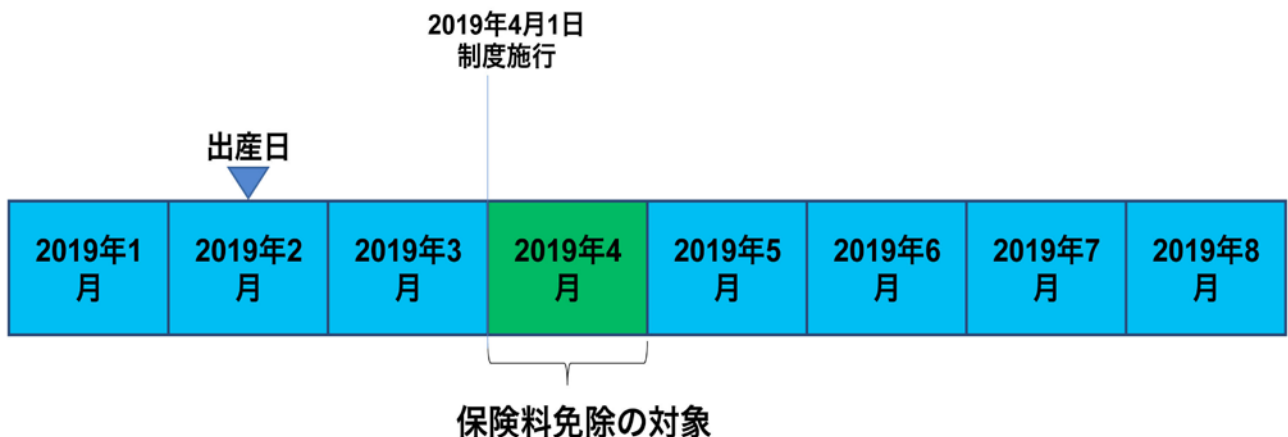
【図表1】産前産後期間の国民年金保険料免除制度



※ 出産後に産前産後期間の免除の届出を行った場合は、実際の出産日の前月から4か月間免除されます。

【図表2】制度施行(2019年4月)前に出産した場合

例：2019年2月に出産日がある場合



出産日は2019年2月ですが、同年4月に制度が施行されるため、出産月の翌々月である2019年4月分のみが免除の対象です。